

資材（原材料）支給申請書

年 月 日

佐伯市長 様

地区名 区
 住所
 申請者 氏名
 電話番号

佐伯市法定外公共物等資機材支給助成要領第8条の規定により、資材の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

作業場所	佐伯市					
施設の種類 (カーブミラーは記入不要)	里道	水路	市道	線		
作業内容	概要	延長	幅員			
一般資材	生コンクリート	m ³				
	側溝	m				
	その他					
カーブミラー	新設	ミラーサイズ1	<input type="checkbox"/> φ600	<input type="checkbox"/> φ800	<input type="checkbox"/> φ1000	
		ミラーサイズ2	<input type="checkbox"/> φ600	<input type="checkbox"/> φ800	<input type="checkbox"/> φ1000	
		支柱	<input type="checkbox"/> 標準品	<input type="checkbox"/> 曲柱	<input type="checkbox"/> 支柱なし（電柱取付）	
	交換	注意板	<input type="checkbox"/> 標準品	<input type="checkbox"/> 注意板なし（電柱取付）		
		ミラーサイズ	<input type="checkbox"/> φ600	<input type="checkbox"/> φ800	<input type="checkbox"/> φ1000	
		支柱	<input type="checkbox"/> 標準品	<input type="checkbox"/> 曲柱	<input type="checkbox"/> 支柱なし（電柱取付）	
注意板	<input type="checkbox"/> 標準品	<input type="checkbox"/> 注意板なし（電柱取付）				
予定工期	自 年 月 日 至 年 月 日					
納品場所	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 市役所倉庫 <input type="checkbox"/> 振興局（ ） <input type="checkbox"/> 区長宅					
	<input type="checkbox"/> その他：住所氏名連絡先（ ）					
添付書類	位置図、着工前写真					

申請にあたって

共通事項

市長が支給助成決定通知を行った日から、2ヶ月以内に着手する。
 完了報告時に、完成写真を提出する。
 2回目の申請は、1回目の資機材支給作業の完了確認後でなければ、申請することができない。
 用地境界について、沿線関係権利者の承諾を得て、作業着手する。また、作業に伴う境界紛争等については、区で責任を持って処理する。

一般資材支給要件

区単位に単年度に2回を限度として行う。ただし、複数年度継続して同一箇所を行う場合、同箇所については各年度1回を限度とするが、最終作業年度に限り2回を限度とする。
 予算の範囲内で、資機材支給助成作業1件につき、15万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を限度とする。

カーブミラー支給要件

新設については、区単位に単年度に1回を限度として行う。
 予算の範囲内で、資機材支給助成作業1件につき、鏡2面、柱1本及び注意板1枚を限度として、支給する。
 支給場所は、国道、県道及び市道と市道との交差点。また、市道において、見通しの悪い曲線部とする。
 既設のミラーまたは支柱が亀裂、腐食により損壊した場合は、支給回数に制限を設けない。